

千葉市住宅政策審議会設置条例

平成 8 年 3 月 19 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 本市は、住宅政策に関する重要事項について調査審議するため、千葉市住宅政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 居住水準の向上及び住環境の整備に関すること。
- (2) 公的住宅の供給及び管理の在り方に関すること。
- (3) 民間住宅に係る施策の在り方に関すること。
- (4) その他住宅政策に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第7条 特定の事項について調査審議するため、審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、次に掲げる者によって組織する。

(1) 委員のうちから会長が指名する者

(2) 当該特定の事項に関し専門の知識を有する者その他市長が必要と認める者

3 専門委員会に委員長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。

5 前条第2項及び第3項の規定は、専門委員会に準用する。

(関係者の出席等)

第8条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月19日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月8日条例第93号)

この条例は、公布の日から施行する。